

開催実施要項

1 大会名

令和5年度 福岡県高等学校総合体育大会弓道選手権大会中部ブロック予選会
(兼 第68回全国高等学校総合体育大会福岡県中部ブロック予選会)
(兼 第69回全九州高等学校体育大会福岡県中部ブロック予選会)

2 主催

福岡県高等学校体育連盟、福岡県教育委員会、福岡県弓道連盟

3 後援

福岡県弓道連盟、福岡市教育委員会、福岡県体育協会、福岡市体育協会、西日本新聞社

4 主管

福岡県高等学校体育連盟弓道競技中部ブロック専門部

5 期日

(1) 【第1日目・女子個人の部】 令和5年4月22日(土)

- ア 代表者会議(監督会議) 令和5年4月22日(土) 午前 8時30分開始
(欠席の学校は参加できません。ただし女子選手の登録のない学校は参加不要)
イ 競技 令和5年4月22日(土) 午前 9時30分開始

【第2日目・男子個人の部】 令和5年4月23日(日)

- ウ 代表者会議(監督会議) 令和5年4月23日(日) 午前 8時30分開始
(欠席の学校は参加できません。ただし男子選手の登録のない学校は参加不要)
エ 競技 令和5年4月23日(日) 午前 9時30分開始

(2) 【第1日目・女子団体の部】 令和5年5月13日(土)

- ア 代表者会議(監督会議) 令和5年5月13日(土) 午前 8時30分開始
(欠席の学校は参加できません。ただし女子団体の登録のない学校は参加不要)
イ 競技 令和5年5月13日(土) 午前 9時30分開始

【第2日目・男子団体の部】 令和5年5月14日(日)

- ウ 代表者会議(監督会議) 令和5年5月14日(日) 午前 8時30分開始
(欠席の学校は参加できません。ただし男子団体の登録のない学校は参加不要)
エ 競技 令和5年5月14日(日) 午前 9時30分開始

※開会式・表彰式・閉会式は実施しない。

6 会場

(1) 【個人の部(女子・男子)】

福岡武道館 弓道場 福岡市中央区大濠1丁目1-1

(2) 【団体の部(女子・男子)】

福岡工業大学附属城東高等学校 弓道場 福岡市東区和白東3丁目30-1

7 競技規則

全日本弓道連盟競技規則と全国高等学校体育連盟弓道競技規則による

(1) 種目 標的36cmの霰的、射程28mの近的競技

(2) 種別・種類

- ア 個人の部 女子の部・男子の部
イ 団体の部 女子の部・男子の部(学校対抗)

8 競技方法

(1) 【個人の部】令和5年4月22日(土)・23日(日)

- ・4本矢2立、計8射を立射で行い、総的中数により順位を決定する。
- ・同中の場合の競射は、優勝決定のみ射詰で行い、他は遠近法とする。なお、終了時刻が遅くなることが予想される場合には、優勝決定の射詰以外は予備競射を行うこともある。
- ・同中による順位決定の競射以外は、全て同時打ち起こしで行う。
- ・女子個人の競技を順位決定も含め、第1日目(4月22日(土))に行う。
- ・男子個人の競技を順位決定も含め、第2日目(4月23日(日))に行う。
- ・男女ともに8射5中以上の的中のあった者を県大会出場の有資格者とする。

(2) 【団体の部】令和5年5月13日(土)・14日(日)

- ・4本矢2立、計40射を立射で行い、総的中数により順位を決定する。
- ・同中の場合は各自1本、団体計5射の競射を行う。
- ・女子団体の競技を順位決定も含め、第1日目(5月13日(土))に行う。
- ・男子団体の競技を順位決定も含め、第2日目(5月14日(日))に行う。
- ・学校単位の団体で、女子上位5校、男子上位5校を県大会出場とする。
(ただし、各校男女とも2チームは出場できない)

(3) 競技進行上の注意

ア 個人の部と団体の部に共通する注意

- 進行係の「起立」の合図までに集合しない場合は、その立ちに限り、その選手は失権とする。
- 「失」等により弓具に支障をきたして、予備弦、予備矢、替え弓がないため行射することができない場合は、失権とし、記録上は「はずれ」として処理する。
- 以下の矢は無効とする。
 - ・矢番え完了後に、筈こぼれし、またはその他の理由で引き直しをした矢。
(矢番え完了後とは、矢を番えた後、右手を腰に取った時点をいう。)
 - ・射位から著しく離れた場所に位置し、審判・進行の注意にかかわらず行射した矢。
 - ・矢の引き込み過ぎや安土や矢道以外の場所に矢が飛ぶ等で、射技の面で著しい課題や危険がある場合には、その後の行射を中止させて退場を指示する場合がある。
- 怪我等で「取り矢」ができない選手がいる学校は、代表者会議(監督会議)の時にその旨を申し出ること。
- 筈割れによる矢の交換は、当該選手の予備矢がある場合に限り、矢番え完了前まで認める。矢の交換を希望する際には、当該選手が挙手にて進行係に申し出ること。
- 矢が幕に刺さったり、的の前に横に転がったりした場合、団体競技では他の射場に、個人競技では他の的に影響を及ぼさない限り、競技を中断しての矢取りは行わない。
- 的中判定で異議や疑問がある場合には、当該選手または監督が退場時に進行係かまたは審判委員に直接申し出て、的前審判にその確認を願い出ること。しかし、矢取りを始めた後の申し出については、いかなる場合にも受け付けない。矢払いが終わった後の異議の上申については、記録係の正式記録の結果でもって競技委員長・審判委員長が的中・不的中や的中数の判断を行う。
- 射場内での滑り止めの“ざり粉”“筆粉”の使用は禁止する。
- 弓道場管理者からの強い要請もあり、会場も手狭で危険であるため、弓道場内外の場所及び会場周辺での当日の巻藁練習は持ち込んだ巻藁も含め、終日行うことはできない。

イ 【個人の部】における注意

- 個人の部においては、順位決定の同中競射の時を除き、全て“同時打ち起こし”とする。
- 個人の部においては、射位における選手相互の間隔は10的の距離とし、5人ずつの2射場に分割する。個人の部における行射時間の基準は、“はじめ”の号令から選手の4本目の行射完了までを4分30秒以内を目標とする。(4分でベルを1回鳴らし、4分30秒でベルを2回鳴らす。時間超過の場合も失格とはしないが、進行が間延びしないように留意して行射すること。間延びした行射を行う選手には、進行係や審判から動作を速めるように注意することがある。)

- c 行射後は、各射場の射場 1 番の前の間か、あるいは 5 番の後ろの間から退場すること。
 (各射場の 1 番～ 4 番の選手は射場の前方から、5 番の選手は一步引き下がって各射場の後方から、退場することを原則とする)
 (各射場内の 1 番と 2 番、2 番と 3 番、3 番と 4 番、4 番と 5 番の間をすり抜けて退場することは禁止する)
 (2 番～ 4 番の選手で自分の前の選手よりも早く射終わった場合は、前の番号の選手の行射が終わるのをその場で待ち、前の選手に続いて退場すること)
 (第 1 射場の 5 番の選手は、第 2 射場の 1 番の行射の運行を妨げないように十分に配慮し、第 2 射場の 1 番の離れを待ってから後退するように留意すること)
 (4 番の選手は、1 番～ 3 番の選手に続いて、射場の前方から退場するのが原則とするが、5 番の選手が 1 番～ 3 番よりも早く射終わった場合に限り、4 番の選手は射場の後方から退場することができる)

ウ 【団体の部】における注意

- a 団体の部においては順次打ち起こしとし、前立の射手より先に射放つてはいけない。
- b 団体の部においては、行射時間は 6 分 30 秒以内を目標とする。
 (時間超過の場合も失格とはしないが、前立の会までの打ち起こしを遵守すること)
 (進行が遅いチームについては、進行係が“前立の大三までの打ち起こし”を指示することがある)
- c 団体の部に関する退場について、道場が狭く、5 番の選手が一步引き下がって後方から退場することが難しいため、今回は 1 番から 5 番の選手全員が、各射場の前から退場することとする。

(4) 選手交代

- ア 団体の部における選手の交代は申込書に記載した選手と補欠以外は認めない。
- イ 選手の立順の変更は認めない。
- ウ 選手の交代は、代表者会議と競技開始後 2 回とする。代表者会議(監督会議)で交代した場合は、1 立目が終るまで交代はできないが、やむを得ない理由があると認められれば、補欠を選手として出場させることができる。招集の 30 分前を原則として、代表者が、期限内に本部に「選手変更用紙」の提出することで受け付けるものとする。

代表者会議(監督会議)	1 立目前	1 立目後
○	×	○(1 回)
○	×	○(2 回)
×	○(2 回)	×
×	○(1 回)	○(1 回)
×	×	○(2 回)
		競技開始後補欠 1 名につき 1 回(計 2 回)

※○は交代できる(する)ことを意味し、×は交代できない(しない)ことを意味する。

9 引率・監督について

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長が認める当該校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、実習助手、常勤講師、部活動指導員(地方公務員法第 22 条の 2 に示された者)又は校長とする。個人の場合は校長が認める当該校又は他の学校の教頭、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、実習助手、常勤講師、部活動指導員(地方公務員法第 22 条の 2 に示された者)又は校長とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

10 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第 1 条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟加盟校の生徒で、本開催要項により参加の資格を得た者であること。
- (3) 公益財団法人 全日本弓道連盟に登録された者であること。
- (4) 年齢は、2004 年(平成 16 年)4 月 2 日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技 3 回までとし、同一学年での出場は 1 回限りとする。

- (5) チームの編成は、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒の混成は認めない。
- (6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (7) 転校・転籍後6ヶ月未満の者の参加は認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)
ただし、一家転住等やむを得ない事由による場合は、福岡県高等学校体育連盟弓道競技専門委員会で調査し、高体連会長の承認があればこの限りではない。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
- (9) その他の事項については、全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟大会開催基準 要項の参加資格に準ずる。
- (10) 参加資格の特例
- ア 上記(1)(2)に定める生徒以外、(3)～(9)の大会参加資格を満たし、かつ本連盟が承認した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
- イ 上記(4)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回限りとする。
- ウ 学年の区分を設けてある課程に在籍する生徒の出場は、3学年までとする。

11 参加制限

(1) 個人の部と団体の部に共通する参加制限

ア 弓歴6ヶ月未満の者は参加できない。

イ 矢の引き込み過ぎや安土や矢道以外の場所に矢が飛ぶ等で、射技の面で著しい課題や危険がある選手は参加できない。

(2) 【個人の部】に関する参加制限

個人戦は男女とも上記事項に該当しない限り、2年生以下は男子10名女子10名までとする。

ただし、3学年の生徒については参加数を制限しない。

(3) 【団体の部】に関する参加制限

学校単位の団体戦とし、チーム編成は選手5名・補欠2名、計7名とする。男女各2チームまで出場できる。

(4) 新型コロナウイルスに関しては以下の点に留意すること。

ア マスク着用は個人の判断に委ねるが、昼食時や会話に関しては感染拡大防止に留意すること。

イ マスクを着用している選手は、第2控えに入る前にマスクを外すことができる。

ウ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

エ 選手は【別添1】の参加同意書を各顧問に提出し、各顧問は出場を強制しないこと。なお参加同意書は各校で保管することとする。

12 参加申込

(1) 高体連の参加申込に記載されている生徒の個人情報について

利用目的等 ・大会競技プログラムまたは福岡県高体連ホームページへの記載

・参加資格の確認(年齢・転校等)

・競技成績については、学校名、氏名、成績(記録)のみ公表する事とする。

参加申込書の提出により、申込書記載の生徒の個人情報は、上記利用目的に使用する旨の承諾を得たものとする。

(2) 申込先

【個人の部】及び【団体の部】の申込先

福岡工業大学附属城東高等学校 山田 信兵衛 教諭

〒811-0214 福岡県福岡市東区和白東3丁目30-1

Tel : 092-606-0797 Fax : 092-606-1550

E-mail : s.yamada@jyoto.ed.jp

※添付メールとFaxによる申込み

(3) 申込期日

ア【個人の部】の申込期日

令和5年4月17日(月) 17:00までに上記宛必着(添付E-mailとFaxによる送信)のこと。

イ【団体の部】の申込期日

令和5年5月8日(月) 17:00までに上記宛必着(添付E-mailとFaxによる送信)のこと。

(4) その他必要事項

ア 「福岡県高等学校体育連盟」のホームページ(<http://www.fukuoka-koutairen.com/>)にアクセスして、「大会申込・要項」の次に「中部」のタブをクリックした後、「弓道」の「大会申込」から申込書(Excel file)をダウンロードする。

イ「申込書(Excel file)」のファイル名を“各学校名のローマ字名”に変更して保存する。

〈例〉福工大城東高校の場合→“R5kyudo_chubu_form.xls”を“R5kyudo_chubu_fukkodaijyoto.xls”に変更
ウ「申込書(Excel file)」に、各校顧問が各大会にエントリーする選手情報等を入力する。

エ 入力全てが終わったら、確認用として申込書を印刷して、上記プログラム作成者の勤務校に、期限までに「Fax送信」する。また、入力済みのExcel fileの方は「添付ファイル」にして、各大会の作成者のメールアドレスに「E-mail送信」すること。

オ 試合当日に、公印(校長職印)を押した「申込書」を、専門委員長まで“手渡し”で提出すること。

13 個人情報及び肖像権について

上記取り扱いについては、高体連HP「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」に記載のとおりとする。

14 表彰

個人の部は男女とも上位3位(3名)、団体の部は男女とも上位3位(3校)までとする。ただし、表彰式は行わず、大会終了後に大会本部にて賞状等の授与のみ行う。

15 取得制限

次の条件を満たす選手は、個人の部の男女の選手は4月29日(土)・30日(日)、団体の部の男女の選手は5月22日(土)・23日(日)に博多の森弓道場(福岡県福岡市博多区東平尾公園1-1)で行われる県大会に出場することができる。

(1) 個人の部

予選の総的中数(8射)が男女ともに8射5中以上の的中があった選手。

(2) 団体の部

学校単位の団体で、男子上位5校、女子上位5校とする。

(ただし、各校男女とも2チームは出場できない)

16 その他 「参加上の注意」

(1) 服装及び身だしなみ等について

ア 服装は弓道衣(白)、袴(黒または紺の無地)、白足袋着用のこと。ただし、各学校で統一すること。尚、上衣は白または正課体育シャツ、下衣は校服、白靴下でも良い。

イ 弓道衣のアンダーシャツは白・黒・紺の無地ものとし、それ以外の色を使用する場合は各学校で統一すること。襟付き・ハイネックは、不可とする。

ウ 弓道衣に校名・校章・氏名および各都道府県のシンボルマークやワッペン等を付ける場合は、片袖に限る。ただし、大きさは縦横10cm以内にする。袴へ刺繍等により校名・氏名を入れる場合は右腰後にする。

エ 鉢巻きを使用する場合は無地で長さは肩までとする。なお、校名・校章・氏名に限り入れてもよいが場所は鉢巻の端とする。

オ 胸当は無地とし校名・校章・その他を入れてはならない。男子の胸当ての使用は認めないが、道着の下に装着する事までは咎めない。

カ リボンその他の装身具類(ピアスやミサンガ等)の着用は禁止する。また、手や腕などに文字等の書き込みをすることを禁止する。弓道衣の袖をまくる、折り曲げる等の行為も禁止する。選手は、身だしなみを整えて容儀を正した状態で、式や競技に臨むこと。

キ ゼッケンを装着していない場合は選手の確認がとれないので当該選手の行射を認めることはできない。ただし「個人の部」選手数が多い学校については、予選段階で学校所有の男女を含むゼッケン数が全選手分確保できない場合に限り、当該学校のはじめの選手3人と終わりの選手3人にゼッケンを装着し、その他の部員が装着していないことを認める。

各校で用意し、右腰前に付けること。選手から見てゼッケンの左端が袴の中央になるように装着し、脇正面側の審判と進行係から確認ができるように配慮すること。団体の部においては、プログラムに記載どおりのゼッケン番号のままで出場し、選手の変更・交代の際に選手のゼッケン番号を変えてはならない。

(個人のゼッケンも団体に準じる。ただし、補欠の選手以外の個人は、校名のみが表示されていればよく、で立順番号は省略してよい。)

AチームとBチーム及び個人で同じゼッケンを共用しても構わない。

ただし、同中競射等でA B両チームが同じ立ちで対戦する場合には、招集の段階で慎重に本人と立順を確認して行うこととし、その場合には特例でゼッケンの着用は免除する。



ク 頭髮を弦がはらって目を負傷することによる事故を防止するために、選手は自己の頭髮を整えること。特に女子選手がヘアピンを使用する場合は、華美でなく数量も最小限にとどめ、事故が起こらないように注意すること。

(2) 弓具等について

ア 弓や矢に照準のための装置や矢摺籐に作為的な目印をつけてはならない。

矢摺籐の長さは6 cm以上、また籐が開いていれば詰めさせることがあるので、各学校で事前に点検しておくこと。

イ 伝統的な押手補助具(指押手を含む押手蹠)や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押手にはその他のものを付けてはならない。キネシオテープについては、テーピングとみなし使用を認める。サポーターの使用は肘のみ認める。色は白・黒・紺・ベージュとする。手首のサポーターやテーピングの使用は原則禁止する。なお、けが等の特別な事情のある場合は、使用を認める場合がある。代表者会議(監督者会議)のときに事前に申し出ること。蹠の紐は危険防止のため小さく結び、止め具の使用は禁止する。

ウ 射場内での素足は監督・選手・応援者を含み厳禁とする。

(3) 禁止事項について

ア 競技中、「同一の立」において弓具を共用すること。

イ 弓および矢に照準・目印等を付けること。

ウ 入場時および射場内で発声すること。

射場に入場する際には、他の選手の競技妨害となるような発声や行為等はしないこと。

(特に入場時の「入ります」「お願いします」等の大声の発声は慎むこと)

- エ 射場内の選手が、射場内外から口頭その他の方法による指示を求めたり、受けたりすること。
(行射中の射場内外での射技上の指示やサイン、またはサインの一種と判断される行為は禁止する。)
- オ 選手が本座または射位を離れること。
- カ 競技以外にも法令や利用規則やマナーに反する迷惑行為や他者の妨害行為をすること。
- (4) 無効について
以下の矢は、すべて無効とし、「はずれ」として取り扱う。
ア 矢番え完了後(右手を腰にとった時点)に弦から筈がこぼれた矢。
イ 打起し開始後に引き直した矢。(引分けの時の“二度引き”も無効)
ウ 団体競技の“順次打起し”や個人競技の同中の順位競争等において“順次打起し”が指示されている場合に、同一射場において前の射手より射離れた矢。(ただし、前の射手が持ち矢を棄権した場合を除く。)
- エ 故意に他のチームの行射を妨害したと審判委員が判定した場合。
オ 審判委員の注意を無視して行射した矢。
- (5) 失権について
以下の場合は失権とする。この場合は記録上「はずれ」として処理する。
ア 替弓具(弓・弦・矢)がないため行射することができない場合。
弦切れ等が起きた時に、その場に予備弦や替弓がない時は、当該選手の「その立」の残りの矢は失権とし、残りの矢を持って退場させる。(必ず事前に予備弦または替弓を用意して競技に臨むこと。)
イ 射場内で進行係の“起立”の号令の時に当該選手がいない場合。
ウ 審判委員の指示に従わない場合。
- (6) 失格について
大会の品位を著しく傷つける言動、行為、もしくは競技規則違反等があり、審判委員の注意にもかかわらず改めない場合は、失格とし以後の行射は認めない。
- (7) 異議の申立とその方法について
ア 行射が妨げられた場合や競技の進行および審判に異議がある場合は、矢取りが始まる前に選手または監督が、進行係や審判に異議を申し立てることができる。
イ 異議の上申があった場合は、競技委員長及び審判委員長が最終判断を下して処理をする。
ウ 選手および監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならない。
エ 異議の上申者は、「あたり」、「はずれ」については、矢を抜かないうちに、また射場の事故については、立が替わらないうちに行わなければならない。
オ 矢取りを始めた後の申し出については、いかなる場合にも受け付けない。矢払いが終わった後の異議の上申については、記録係の正式記録の結果でもって競技委員長・審判委員長が的中・不的中や的中数の判断を行う。
- (8) 応援について
発声による応援は行わず、拍手での応援のみとする。ただし、本大会に限り手拍子での応援も認める。応援場所については、観客席のみとする。矢取り道やその他の場所での応援を禁止する。
- (9) 応援や観戦の態度について
応援・観戦者が、競争中に飲食する行為(ガムや菓子等を含む)はマナーに反するため禁止する。また会場周辺を歩行しながらの飲食も禁止する。飲食は指定された控え場所等で座って行うこと。
- (10) 招集後の控え場所、入場前・退場後の控え場所での心得について
射場に入場する直前は、選手にとってモチベーションを高めるために静かな環境が必要であるので、不必要な発声や呼吸音・立ち歩きなど、他の選手の迷惑・妨害となる行為を厳禁とする。特に必要以上の大きな声での挨拶や返事なども他の選手の迷惑行為となるため厳禁とする。
- (11) 的中の判断について
「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。矢が折れた場合は矢の根側の状態で判定する。
ア 「あたり」は矢が的枠内にとどまった場合とする。ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし、「あたり」とする。
・矢が、的枠の内側から的枠の外側に射ぬいた場合。
・矢が、的枠の合せ目または的枠内にとどまった場合。
・矢が、あたり矢に継ぎ矢となった場合。
・はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。

- ・的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。
- ・的枠内にとどまっている矢の一部が、安土敷に接触している場合。

イ 「はずれ」は矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。ただし、次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。

- ・矢が、的枠の外側からの的枠の内部に射ぬいた場合。
- ・矢が、候串（的串）と的枠の間にとどまった場合。
- ・あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。
- ・矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。
- ・掃きあたりの場合。
- ・幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。

ウ 的枠内の判定基準

的枠内とは、的枠の外側の円内に矢が存在する事をいい、矢の外側の的枠が破断している場合は、的枠内とは考えない。そのためビニールの紙など、強度がある紙のために、的枠が確認できない場合は、的紙を切り開き、矢と的枠の状態を確認する必要がある。

矢が的枠正面からあたり、矢尻の先端が的枠内に残っている場合は、矢の外側の的枠が破断している場合でも「あたり」と判断する。

エ 遠近競射の順位

- ・順位は、矢所により判定し、的中心に近い矢を上位とする。
 - * 矢所とは矢の最初の着点をいう。
 - * はずれた矢は的の中心から矢所までの距離を測る。
 - * 的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。
 - * 矢がすれすれではずれた場合は、矢が的にあたって外れた場合よりも距離が近い場合があるが、たたき矢（的枠に当たって安土に着点した矢）は標的に密着しているとみて、たたき矢の方を上位とする。
- ・同じ距離にある矢は、再度競射を行う。
- ・安土に届いた掃き矢は全体での最下位とし、複数の場合は的中心から距離が近い矢を上位とする。
- ・安土に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的中心から距離が近い矢を上位とする。
- ・筈こぼれなどで射離されなかった矢は、安土に届かなかった矢より下位とする。（複数の場合は同位）
- ・順位は複数の的前審判委員で判定する。
- ・直径36cmの霞的を使用し、1つの的に対して同じ立位置から1射行射する。

(12) 部活動代表生徒「事前ミーティング」と「補助役員生徒代表ミーティング」について
 代表者会議・監督会議（8：30開始）に先立ち、各校の部活動代表生徒1名を集めて「事前ミーティング」（8：15開始）を行い、引き続き「補助役員生徒代表ミーティング」を行う。代表者会議の前に控え場所の確認や大会参加の諸注意、会場設営等の準備をすることで、連絡事項が多く長くなりがちな代表者会議の時間を活用して生徒に心構えと生徒だけでも可能な準備を行う機会を設けている。

(13) 会場での練習について

競技終了後の大会会場での練習は実施しない。

(14) 【団体の部】のトロフィーの返還について

令和元年度の団体の部における下記の優勝校は、競技開始前に優勝楯・旗の返還を大会本部へ行うこと。

- ・全九州大会 中部ブロック予選（男子：九州産業、女子：九州産業）…優勝楯返還
- ・全国総体大会中部ブロック予選（男子：九州産業、女子：九州産業）…優勝旗返還

(15) 当日早朝からの場所取りや順番待ちの厳禁について

当日早朝からの場所取りや順番待ちは厳禁事項とする。各校選手の待機場所については、後日メール等で連絡するのでその指示に従うこと。

(16) ゴミの完全持ち帰りについて

持ち込んだゴミ等については、全て各校各個人で責任を持って必ず持ち帰ること。

(17) 自分の持ち物の記名について

靴や弓具等については、あらかじめ全ての持ち物に記名を行っておくこととし、当日忘れたり、他人から取り間違えられたりしないように、各自工夫して管理を万全にすること。下足のローファーについ

ては、頻繁に取り間違えが発生しているのを靴に“クリップ式の名札”の装着や“記名したカード”の挿入などを行って間違えられないように努力すること。また、矢の受け取りについては、他者に任せ切りにするのではなく、射手本人がよく確認をして引き取ること。（下靴については、脱ぎ散らさずに常に整理整頓に努めること。）

(18) フラッシュ撮影の厳禁について

フラッシュ撮影は競技規則を遵守し厳禁とする。フラッシュによる撮影は試合の進行を妨げるので、カメラによる撮影（携帯電話付属のカメラを含む）を行う場合は必ずフラッシュ機能を事前に解除してから行うこと。（ほとんどのカメラが自動的に発光する機能にあらかじめ設定されているので、撮影者が責任をもってその機能を解除しておくこと。解除の操作ができない場合には絶対にそのカメラでの撮影をしないこと。）この点は各校各部で応援に来る保護者にも周知徹底を図ること。

(19) 盗電行為の厳禁について

私物の携帯電話等の電気機器の充電等のために、施設のコンセントから無断で電気を利用するのは厳禁とする。（盗電行為は、刑法によって罰せられる犯罪であるので注意すること。）

(20) 巻藁練習について

本大会では終日巻藁練習はできない。また公園や施設内で自前のテントや巻藁等を無許可で持ち込んで、設営し利用することは厳禁事項とする。

(21) 弓道場（道場空間及び近的射場内）について

道場は、心身鍛錬の場であるため、道場内における言動や態度については、規律と礼儀作法を守り、静粛・清潔・安全を旨とし、参加する全ての選手が落ち着いて、自分の競技に集中して取り組めるように、常に厳粛な環境の維持に努めること。

（各校の控え場所における待機の態度についても道場内の場合に準じて行うこと。）

(22) 本大会は令和5年度国民体育大会（少年の部）出場候補者の予選を兼ねる。

(23) その他、審判委員が公正公平な競技運営に差し支えると判断した場合には、選手及び応援・観戦者に注意を与え、退場を命ずることがある。

(24) 補助役員校は、以下の通りとする。（数字は補助役員必要数）

当日の準備・設営と撤収・後片付け等の作業は補助役員校全員で協力して行う。

ア【個人の部】

・女子個人大会 **令和5年4月22日（土）**

- ・的中数表示「1～4」と的前矢払い及び矢返し（福岡高校6・九州産業6／福岡工業6・筑紫台6）
- ・放送アナウンス及び計時（太宰府4）
- ・記録伝票の回収及び記録の掲示（武蔵台4）
- ・招集補助（福工大城東4）
- ・弦巻回収及び返却（糸島農業4）

・男子個人大会 **令和5年4月23日（日）**

- ・的中数表示「1～4」と的前矢払い及び矢返し（福岡高校6・九州産業6／福岡工業6・筑紫台6）
- ・放送アナウンス及び計時（太宰府4）
- ・記録伝票の回収及び記録の掲示（武蔵台4）
- ・招集補助（福工大城東4）
- ・弦巻回収及び返却（糸島農業4）

イ【団体の部】

・女子団体大会 **令和5年5月13日（土）**

- ・看的板の○×表示と的前矢払い及び矢返し（福大大濠6・香住丘6／新宮6・福大若葉6）
- ・放送アナウンス及び計時（宗像4）
- ・記録伝票の回収及び記録の掲示（春日4）
- ・招集補助（福工大城東4）
- ・弦巻回収及び返却（西南4）

・男子団体大会 **令和5年5月14日（日）**

- ・看的板の○×表示と的前矢払い及び矢返し（福大大濠6・香住丘6／新宮6・福大若葉6）
- ・放送アナウンス及び計時（宗像4）
- ・記録伝票の回収及び記録の掲示（春日4）
- ・招集補助（福工大城東4）

(25) 屋外での更衣は男女を問わず厳禁とする。

博多の森の公園は、外国人選手や応援の観光客も立ち寄ることがあります。屋外の人目につく場所での更衣は、国際的には忌まわしいものとされ、犯罪的な破廉恥行為と見なされます。過去には管理事務室に対して厳しい指摘や通報もされてきております。これは国際社会での日本人や日本文化への品性にかかわる問題としてゆゆしき問題です。高校弓道大会でも、屋外での更衣を厳禁とします。この禁止事項は弓道以外の他の多くの競技との申し合わせによって行っております。下着ではなくインナー等を身につけているので本人が無自覚で平気な場合も当然同様です。守れない場合は、今後ここで大会を開くことができません。

(26) 保護者・卒業生等の参観は禁止とする。

- ・補助役員各校の生徒は、代表者会議前の準備・設営から、閉会式後の撤収・後片付け・清掃まで、自校の担当業務箇所だけでなく、全体の準備・後片付けに責任をもって果たすこと。
- ・担当する業務内容とそのやり方等については、事前に専門委員の先生や担当場所の大会役員の先生と打合せを行い、大会役員の先生の指示に従って行動すること。
- ・下級生に業務を全て丸投げするのではなく、スムーズに担当業務を果たせるようになるまで先輩が後輩の指導を行うこと。
- ・自分の担当業務を交代する際には、交代要員が来たらすぐに引き上げるのではなく、その業務内容の要領や連絡事項の確認や諸注意について、十分な引き継ぎをしてから交代すること。

※ 問合せ先 福岡工業大学附属城東高等学校 教諭 山田 信兵衛
連絡先：092-606-0797